

安心して働ける温かい職場を

日立AP清水事業所
と関連会社で働く
人のネットワーク



2013年5・6月

No.52

発行：オアシス
編集委員会
連絡先：多田義幸

TEL

090-9121-0602

精神疾患患者への配慮

厚生労働省の「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」は、「誰もが安心して生きられる温かい社会づくりを目指して」厚生労働省における自殺・うつ病等への対策「」を発表しました（平成22年5月）。

その中で、今後の厚生労働省の対策として5本柱を提起し、3本目の柱として「職場におけるメンタルヘルス対策・職場復帰支援の充実」一人一人を大切に作る職場づくりを進める「」をまとめ

ていす。（左下図参照）。
そして、うつ病等による休職者の職場復帰のための支援の実施を求めています。

いじめは犯罪

いまやメンタルヘルス対策は、すべての企業が誠実に取り組むべき課題となっています。しかし、まだまだ精神疾患を抱えた人に対する理解が進んでいない状況があります。

特に精神疾患の患者に対するいじめや、人格を侵害する暴言が平気でまかり通っている職場があり、管理者を含め全社員に対する教

育が必要です。

相談体制の充実を

会社には職場環境を快適にする義務があります。それはメンタルヘルス対策においても同様です。特に精神疾患を抱えた人に対するいじめにより、本人の病気が悪化したり、休職に追い込まれるような場合、きちんと相談にのり、職場環境を改善していく体制が、もとと真剣に強化されなければなりません。

誰もが安心して生きられる温かい社会づくりを目指して
～厚生労働省における自殺・うつ病等への対策～

柱3 職場におけるメンタルヘルス対策・ 職場復帰支援の充実

～一人一人を大切に作る職場づくりを進める～

- 管理職に対する教育の促進
- 職場のメンタルヘルス対策に関する情報提供の充実
- 職場におけるメンタルヘルス不調者の把握及び対応
- メンタルヘルス不調者に適切に対応出来る産業保健スタッフの養成
- 長時間労働の抑制等に向けた働き方の見直しの促進
- 配置転換後等のハイリスク期における取組の強化
- 職場環境に関するモニタリングの実施
- 労災申請に対する支給決定手続きの迅速化
- うつ病等による休職者の職場復帰のための支援の実施
- 地域・職域の連携の推進